

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例承認
根拠法令等及び条項		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 23 条
標準 処理 期間	根拠条項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定
審査 基準	根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 23 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第 27 条第 2 項、第 61 条及び第 62 条第 1 項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。</p> <p>(1) エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準（2 参照）に適合していること。</p> <p>(2) エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準（3 参照）に適合していること。</p> <p>2 1 (1) の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専ら車いす使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはり、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。</p> <p>(2) 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。</p> <p>3 1 (2) の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。</p>	

(2) エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車いす使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。